

議会運営委員会 協議事項 [令和7.3.6(木)午後1時30分]

1 本会議における東日本大震災犠牲者に対する弔意について

2 本会議3日目から5日目までの運営について

(1) 議事日程・議事の順序について

3 意見書の調整について

(1) 改正国立大学法人法の運営方針会議設置対象の拡充を求める意見書(自由民主党浜松提出)

(2) 地籍調査事業推進のための予算確保を求める意見書(自由民主党浜松提出)

(3) 地方財政の充実・強化に関する意見書(市民クラブ提出)

(4) ガソリンの暫定税率廃止の早期実現を求める意見書(市民クラブ提出)

(5) 聴覚補助機器の積極的な活用を促進する取組を求める意見書(公明党提出)

(6) ガソリンの暫定税率の速やかな廃止を求める意見書(公明党提出)

(7) 有機フッ素化合物(PFAS)対策の推進を求める意見書(日本共産党浜松市議団提出)

4 教育長候補者の所信表明について(全協で実施)

5 5月定例会の質問等について(議運のみ)

総行政第42号
令和7年3月4日

各都道府県知事
各市区町村長

} 殿

総務省地域力創造審議官
(公 印 省 略)

東日本大震災発生十四年となる3月11日における弔意表明について

標記について、別添写文書のとおり政府における措置が決定されましたので、お知らせします。

貴団体におかれましても、政府の措置と同様の方法により哀悼の意を表するよう御協力をお願いいたします。

(連絡先)

総務省地域力創造グループ地域政策課

担当：伊藤・田村

電話 03-5253-5523

復本第 3 9 3 号
令和 7 年 3 月 4 日

総務大臣 村上 誠一郎 殿

復興大臣 伊藤 忠彦

東日本大震災発生十四年となる 3 月 1 1 日における
弔意表明について（依命通知）

標記について、別紙のとおり閣議了解されましたので、貴省においても御協力願いたく、命により御依頼申し上げます。

また、貴省部内及び関係者（独立行政法人、特殊法人等を所管する省におかれては、当該独立行政法人等を含む。）への周知方、よろしくお取り計らい願います。

あわせて、貴省部内及び関係者に対して、震災の発生時刻（午後 2 時 4 6 分）に黙とうを捧げるよう周知方、よろしくお取り計らい願います。

なお、貴殿におかれましては、地方公共団体をはじめとした関係機関への周知等に御協力をお願いいたします。

おって、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

弔旗掲揚については、「大喪中ノ國旗掲揚方ノ件」（大正元年 7 月 3 0 日閣令第 1 号）に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

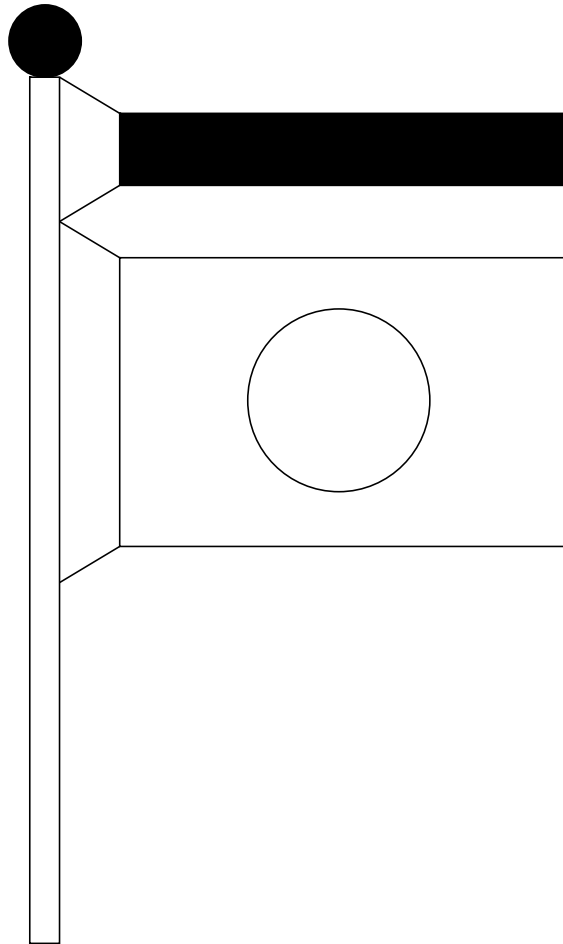
東日本大震災の弔意表明について

（ 令 和 7 年 3 月 4 日
閣 議 了 解 ）

東日本大震災発生十四年となる３月１１日に、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、各公署、学校、会社その他一般においても同様の措置を採るよう協力方を要望すること。
- 2 国民各位に対して、震災の発生時刻（午後２時４６分）に黙とうを捧げるよう協力方を要望すること。

参 考



蔽
 ヒ
 且
 旗
 竿
 ノ
 上
 部
 ニ
 黒
 布
 ヲ
 附
 ス
 ヘ
 シ
 其
 ノ
 圖
 式
 左
 ノ
 如
 シ

大
 喪
 中
 國
 旗
 ヲ
 掲
 揚
 ス
 ル
 ト
 キ
 ハ
 竿
 球
 ハ
 黒
 布
 ヲ
 以
 テ
 之
 ヲ

大
 喪
 中
 ノ
 國
 旗
 掲
 揚
 方
 ノ
 件

大
 正
 元
 年
 第
 七
 月
 一
 三
 十
 号
 日

議 事 日 程 (第3号)

令和7年3月7日(金) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 代 表 質 問
- 第 3 一 般 質 問

議 事 の 順 序 (第3日)

令和7年3月7日(金) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 代 表 質 問
- 4 一 般 質 問
- 5 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 （第4号）

令和7年3月10日（月）午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 一 般 質 問

議 事 の 順 序 （第4日）

令和7年3月10日（月）午前10時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 一 般 質 問

4 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第5号)

令和7年3月11日(火) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 一 般 質 問

議 事 の 順 序 (第5日)

令和7年3月11日(火) 午前10時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 一 般 質 問

4 休 会 の 決 定

5 散 会 の 宣 告

改正国立大学法人法の運営方針会議設置対象の拡充を求める意見書（案）

2023年12月13日、参議院本会議において、「国立大学法人法の一部を改正する法律」が可決された。趣旨として、事業規模が特に大きい国立大学法人についての運営方針会議の設置が義務付けられ、併せて東京医科歯科大学と東京工業大学の両国立大学の統合が承認され、2024年10月に首都圏では東京大学に次ぐ理系の総合大学の東京科学大学が誕生した。理工学、医歯学など両大学の得意分野を合わせた先端研究を行える世界水準の大学として大いに期待するところである。これまで想像し得なかった地球環境の悪化や新たな感染症の発生、少子高齢化などの課題解決に向けて、大学の統合・再編による“知の結集”は喫緊の要請である。

文部科学省は、「運営方針会議設置により、多様な知見や実務経験を有する者の参画を得て、大きな運営方針の継続性・安定性を確保した上で、数多くの多様なステークホルダーと共に大学の活動を充実させていくことで、社会課題等の解決に一層貢献していくことが期待されます」とコメントしている。ちなみに統合のほとんどは「1法人複数大学」のアンブレラ方式である。

英国の教育専門誌「タイムズ・ハイヤー・エデュケーション」の2024年版世界の大学ランキングでは、1位がオックスフォード大学、2位がスタンフォード大学、12位に中国の清華大学、14位に北京大学がランキングされている。一方で、東京大学は29位、京都大学は55位と低位となっており、優秀な人材の海外流出も懸念される。

浜松医科大学は準特定国立大学法人で、運営方針会議の設置義務は無いため、外部の知見を入れてガバナンスを強化するという改正の趣旨は徹底されない。しかし大学の統合・再編を進めることによる効果が文部科学省の目的であれば、すべての大学に運営方針会議を設置し、学外有識者の大所高所からの意見を尊重すべきである。

よって、国においては、国家間競争強化に資するため、また高等教育機関であり研究機関でもある国立大学の統合・再編を進めるため、事業規模が特に大きな国立大学法人以外についても運営方針会議設置義務化を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地籍調査事業推進のための予算確保を求める意見書（案）

自然災害の多発や所有者不明土地が増える中、国土調査法に基づく地籍調査の円滑化、迅速化が求められている。これまでも地籍調査の成果は、土地の適正かつ計画的な利用を図る上で欠くことのできない基礎的な情報として、社会資本整備を円滑・着実に実施する礎として、きわめて重要な役割を担ってきた。

特に東日本大震災では、東北地方の地籍調査が進んでいたため、被災後の早期復旧・復興に大きく寄与したことを踏まえ、大規模地震等により変状が生じた土地の正確な位置の早期特定に有効であり、特に人口集中地区における事業効果は大きい。

国は、令和2年度に作成した第7次国土調査事業十箇年計画において、10か年の計画事業量は15,000km²で、調査対象地域及び優先実施地域の10年後の進捗率をそれぞれ57%と87%に目標を設定し取り組んでいるところである。

しかしながら、本市における調査対象地域及び優先実施地域の進捗状況は、それぞれ29%と75%で、このうち人口集中地区の進捗率は45%という遅れた状態であり、今後想定される南海トラフ巨大地震による被害が懸念される地域では、災害に強い地域づくりを進めるためにも、地籍調査の必要性が益々高まっている。

よって、国においては、事業の重要性と緊急性に鑑み、地籍調査事業のさらなる推進を図るため、十分な予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

いま、地方公共団体は、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備や子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、D X化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。

加えて、急激に進められている自治体情報システムの標準化や、多発する大規模災害への対応も迫られている。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源総額水準を2024年度まで確保することとしていた。しかし、増大する行政需要を鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められている。

よって、国においては、下記の点に取り組むよう、強く要望する。

記

- 1 地方財政の自立に向け、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと
- 2 地方財政について、現行の地方一般財源総額の確保から一步踏みだした地方財政を実現するため、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと
- 3 政府が減税政策を行う場合は、地方財政に影響が出ないよう、その財源を必ず保障し、その際は「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

いま、地方公共団体は、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備や子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。

加えて、急激に進められている自治体情報システムの標準化や多発する大規模災害への対応も迫られている。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源総額水準を2024年度まで確保することとしていた。しかし、増大する行政需要を鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められている。

よって、国においては、政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障し、その際は「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ガソリンの暫定税率廃止の早期実現を求める意見書（案）

レギュラーガソリン価格の高騰が続いており、終息の兆しが見えない状況であり、政府の緊急避難的なガソリン・軽油などを対象とする補助金の廃止も段階的に進められている。ガソリン価格は1 L 当たり185円程度まで高騰すると言われており、国民生活及び経済活動に大きな影響を及ぼしている。

2023年12月、本市議会から「燃料価格を抑えるための燃料課税制度の見直しを求める意見書」を提出し、燃料課税制度の見直しを求めてきた。そのような中、政府は令和7年度与党税制改正大綱に、「いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する」との文言をうたったものの、いつから廃止するかなど期限を示していない。

ガソリン価格の構造は、本来の燃料税に加えて、1974年から道路特定財源を目的とした暫定税率（1 L あたりガソリン25.1円、軽油17.1円）が上乗せされ、2009年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い、課税根拠が失われた後も「当分の間として措置される税率」として残置され、税の上乗せが50年以上も続いている。また、それら暫定税率をはじめとした燃料課税を含めた価格に消費税をかける二重課税となっているため、暫定税率の廃止に伴う燃料費25.1円の引下げは、暫定税率以上の値下げとなり、国民一人一人の負担軽減に大きく寄与すると考える。

特に車の所有率が高い本市のような地方都市の住民生活や社会経済をエネルギー価格の高騰から守り、運送費の高騰に伴う物価高を解消するためにも、「ガソリンの暫定税率」の廃止を早期に実現するべきである。

よって、国においては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 「当分の間として措置される税率」である、いわゆるガソリンの暫定税率を直ちに廃止すること
- 2 地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ガソリンの暫定税率廃止の早期実現を求める意見書（案）

ガソリン価格の高騰が続いており、終息の兆しが見えない状況であり、政府の緊急避難的なガソリン・軽油などを対象とする補助金の廃止も段階的に進められている。レギュラーガソリン価格は１リットル当たり 185 円程度まで高騰すると言われており、国民生活及び経済活動に大きな影響を及ぼしている。

ガソリン価格の構造は、本来の燃料税に加えて、1974 年から道路特定財源を目的とした暫定税率（１リットル当たりガソリン 25.1 円、軽油 17.1 円）が上乘せされ、2009 年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い、課税根拠が失われた後も「当分の間として措置される税率」として残置され、税の上乗せが 50 年以上も続いている。また、それら暫定税率をはじめとした燃料課税を含めた価格に消費税をかける二重課税となっているため、暫定税率の廃止に伴う燃料費 25.1 円の引下げは、暫定税率以上の値下げとなり、国民一人一人の負担軽減に大きく寄与すると考える。

そうした中、2024 年 12 月 11 日、自由民主党、公明党、国民民主党の幹事長会談で、初めて「ガソリンの暫定税率の廃止」について合意がなされ、2024 年 12 月 20 日に与党「令和 7 年度税制改正大綱」において、正式に廃止が明記された。しかしながら、具体的な実施方法は今後の協議となり、いつから廃止するかなど期限を示していない。

車の所有率が高い本市のような地方都市の住民生活や社会経済をエネルギー価格の高騰から守り、運送費の高騰に伴う物価高を解消するためにも、「ガソリンの暫定税率」の廃止を早期に実現するべきである。

よって、国においては、ガソリンの暫定税率を可及的速やかに廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

聴覚補助機器の積極的な活用を促進する取組を求める意見書（案）

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

よって、国においては、さまざまな難聴者に適用できる聴覚補助機器の選択肢が整った今、さらなる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下のとおり、聴覚補助機器の積極的な活用を促進する取組を強く要望する。

記

- 1 加齢性難聴者が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
- 2 加齢性難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器の配備を推進すること。
- 3 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聴覚補助機器を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。
- 4 加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

聴覚補助機器の積極的な活用を促進する取組を求める意見書（案）

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。2017 年の国際アルツハイマー病協会国際会議において、「認知症の約 35%は予防可能な九つの原因により起こると考えられる。その中で、難聴が最大の危険因子である」と発表された。また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの 2 種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

よって、国においては、さまざまな難聴者に適用できる聴覚補助機器の選択肢が整った今、さらなる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下のとおり、聴覚補助機器の積極的な活用を促進する取組を強く要望する。

記

- 1 医師や専門家の助言のもと、聴覚補助機器を必要とする加齢性難聴者への情報提供の機会や場の創設等、聴覚補助機器を普及させる社会環境を整えること。
- 2 加齢性難聴者の聴覚補助機器購入に対する助成制度を創設すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

ガソリンの暫定税率の速やかな廃止を求める意見書（案）

2025 年に入り、ガソリン価格がこれまでに類を見ないほどに高騰している。その要因は「燃料油価格激変緩和補助金」が 2025 年 1 月 16 日で補助率 0 % となったためである。

このガソリン補助金は、原油価格の高騰を受けて 2022 年 1 月に導入され、当初は 2 か月間の予定であったが、ロシア・ウクライナ問題や中東問題など、原油価格に影響を及ぼす世界情勢が不安定なことを受けて延長され、原油価格が上がっても 1 リットル当たりのレギュラーガソリン小売価格が 175 円程度になるように調整されていた。

一方、新エネルギーへの転換を推し進める主要国からは、この補助金が「脱炭素実現」の妨げになるとの批判があり、こうした流れを受け、日本政府も段階的に補助金を縮小していくことになった。

そうした中、2024 年 12 月 11 日、自由民主党、公明党、国民民主党の幹事長会談で、初めて「ガソリンの暫定税率の廃止」について合意がなされ、2024 年 12 月 20 日の「令和 7 年度与党税制改正大綱」において、正式に廃止が明記された。

また、自動車業界や J A F（一般社団法人日本自動車連盟）は毎年、国や税制調査会に暫定税率廃止をはじめとする「自動車税制改正」の要望を提出しており、暫定税率の即時廃止の声を上げるなど、強い姿勢を見せている。

よって、国においては、ガソリンの暫定税率を可及的速やかに廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

有機フッ素化合物（P F A S）対策の推進を求める意見書（案）

P F A Sについては、令和3年度に環境省が取りまとめたP F O S及びP F O Aの調査において、全国13都府県、81地点の河川や地下水で、国の暫定指針値である50ng/Lを大きく超える濃度が検出され、市民の不安が増している。

本市が調査した河川・承水路や井戸でも、最高値で1900 ng/Lが検出されるなど、国の暫定指針値を大きく超過する値が検出されている。

市民の不安を払拭するため、より実効性のある対応や情報発信のためには、国による健康への影響及び環境に関する評価や、安全基準に対する科学的根拠に基づいた調査が早急に必要である。

よって、国においては、下記事項の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 P F A Sに対する最新の科学的知見等を踏まえて、健康への影響及び環境に関する評価を明確にし、市民に分かりやすく示すこと。また、健康への影響等が懸念される場合は、血液検査をはじめとした対策も併せて検討し、自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。
- 2 土壌中のP F A Sについて、自治体に評価指標の設定や地下水の濃度低減に向けた措置等を示すこと。
- 3 P F A Sの汚染原因を調査・究明し、さらに汚染が生じないよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。